

第80回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始）

場 所

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

議 案 取締役9名選任の件



「スマート行使®」対応

議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQRコード®を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

- (1) ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- (2) 会場の入口付近において、アルコール消毒液を配備し、検温をさせていただく予定としております。発熱がある方、体調不良とお見受けされる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- (3) 会場は、感染リスク低減のため、座席の間隔を広く取ることで、ご用意できる席数に限りがございます。
- (4) 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- (5) 株主総会当日までの感染の状況や政府等の発表内容により株主総会の運営を変更する場合もございますので、当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/>) より、発信情報をご確認ください。

証券コード：6779
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
日本電波工業株式会社
代表取締役会長 竹内 敏晃

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染状況に鑑み、昨年に引き続き、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。併せて、入場制限の実施により議場への入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
（開催日が前回定時株主総会日（2020年7月31日）に相当する日と離れておりますのは、前回は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、監査手続きに遅れが生じたためであります。）
2. 場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役9名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
- (2) インターネット等により議決権を行使される場合は、後述「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき当社ホームページ（<https://www.ndk.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

以 上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ndk.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただき、この「招集ご通知」を議事資料として会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
4. **お土産の配布は昨年に引き続き取り止めとさせていただきます。**
5. 会場内での飲食及び喫煙、写真撮影・録画・録音については禁止させていただいております。
6. **例年株主総会終了後に開催しておりました補足説明会は、今年も取り止めとさせていただきます。**

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。なお、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

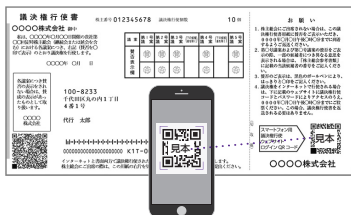
場所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

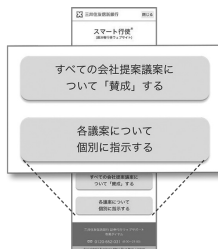
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



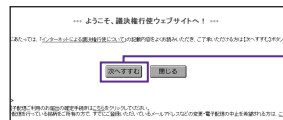
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

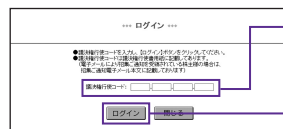
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

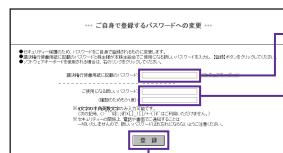
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたく存じます。

取締役候補者は以下のとおりです。なお、当該候補者の選定は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名で構成される独立諮問委員会の答申を踏まえております。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
1	たけうちとしあき 竹内敏晃 (1943年4月1日生) 再任	1965年4月 日本IBM(株) 入社 1974年5月 当社 取締役 1977年6月 当社 取締役副社長 1988年6月 当社 代表取締役副社長 1991年7月 当社 代表取締役社長 2005年4月 当社 代表取締役会長 2014年11月 当社 代表取締役会長兼社長 当社 執行役員社長 2019年4月 当社 代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役社長 NDK AMERICA, INC. 取締役	623,086株
【取締役候補者とした理由】 竹内敏晃氏は、当社の経営活動に長年携わり、水晶デバイス業界の市場動向及び製品技術並びに経営政策に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			
2	かとうひろみ 加藤啓美 (1952年7月6日生) 再任	1976年4月 当社 入社 1981年6月 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 1986年9月 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長 2001年4月 当社 経営企画室長 2001年6月 当社 取締役経営企画室長 2003年6月 当社 取締役総務・人事本部長 2009年10月 当社 取締役管理本部長 2011年6月 当社 常務取締役管理本部長 2014年11月 当社 取締役執行役員副社長管理本部長 2019年4月 当社 代表取締役執行役員社長 (現任)	22,500株
【取締役候補者とした理由】 加藤啓美氏は、当社の経営活動に長年携わり、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに経営政策に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
3	うえ き けん いち 上 木 健 一 (1966年8月30日生) 新任	1989年4月 当社 入社 1995年2月 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 出向 2005年4月 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向 2006年6月 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 2012年4月 当社 技術統括本部 第一技術統括部 第一技術部長 2018年4月 当社 技術本部 振動子技術統括部副統括部長 第一技術部長 2018年7月 当社 技術本部 振動子技術統括部長 第一技術部長 2019年4月 当社 執行役員 技術本部長 振動子技術統括部長 (現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 上木健一氏は、当社の技術開発に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向、技術動向及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			
4	おい かわ ひで ゆき 及 川 英 之 (1970年5月4日生) 新任	1995年1月 当社 入社 2007年1月 NDK EUROPE LTD.フィンランド支店 出向 2016年7月 当社 営業サービス本部 民生機器事業部 第五営業部副部長 2017年4月 NDK EUROPE LTD. 取締役社長 2019年4月 当社 執行役員 営業サービス本部副本部長 2019年7月 NDK EUROPE LTD. 取締役 (現任) 2020年4月 当社 執行役員 営業サービス本部長 (現任)	2,100株
【取締役候補者とした理由】 及川英之氏は、当社の営業活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役社長を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに販社経営に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
5	すが わら けん いち 菅 原 賢 一 (1968年5月15日生) 新任	1989年 4 月 当社 入社 2009年11月 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向 2017年 4 月 当社 生産本部 第三製造統括部 第六製造部長 2018年 4 月 当社 生産本部 第三製造統括部長 第六製造部長 2019年 4 月 当社 生産本部 狭山製造統括部長 第六製造部長 2019年 6 月 当社 生産本部 狭山製造統括部長 2019年11月 当社 生産本部 狭山製造統括部長 第四製造部長 2020年 1 月 当社 生産本部副本部長 狭山製造統括部長 第四製造部長 2020年 3 月 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 2020年 4 月 当社 生産本部長 第四製造部長 古川エヌ・デー・ケー(株) 取締役(現任) 函館エヌ・デー・ケー(株) 取締役(現任) 新潟エヌ・デー・ケー(株) 取締役(現任) 2020年 7 月 当社 執行役員 生産本部長 第四製造部長 2021年 4 月 当社 執行役員 生産本部長(現任) ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長(現任) NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 古川エヌ・デー・ケー(株) 取締役 函館エヌ・デー・ケー(株) 取締役 新潟エヌ・デー・ケー(株) 取締役 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長	1,100株
【取締役候補者とした理由】 菅原賢一氏は、当社の生産活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
6	たけうち ゆずる 竹内 謙 (1981年6月2日生) 新任	2006年4月 (株)リクルート 入社 2012年3月 当社 入社 2013年11月 NDK AMERICA, INC. 出向 2018年7月 当社 営業サービス本部 営業企画室副室長 2019年4月 当社 営業サービス本部 営業企画部長 2020年4月 当社 営業サービス本部副部長 営業企画部長 2020年7月 当社 執行役員 営業サービス本部副部長 営業企画部長 (現任)	68,946株
【取締役候補者とした理由】 竹内謙氏は、当社で生産管理業務、海外営業・チップセット営業を経て営業企画部長を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務、市場動向及び海外事情に精通していること、また当社構造改革の中核メンバーとして主導的な役割を果たしていることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			
7	たつ こう たい ひこ 立光 武彦 (1940年9月13日生) 再任 社外	1965年4月 三菱電機(株) 入社 1995年6月 同社 電子事業部長 1998年6月 同社 電子システム事業本部副事業本部長 2000年6月 三菱プレシジョン(株) 取締役 2000年10月 同社 専務取締役 2001年4月 同社 代表取締役社長 2005年4月 同社 取締役常任相談役 2005年6月 同社 常任相談役 2007年4月 同社 名誉顧問 2007年6月 一般社団法人国際海洋科学技術協会 会長 2008年6月 当社 監査役 2015年6月 当社 取締役 (現任)	4,200株
【社外取締役候補者とした理由】 立光武彦氏は、電子機器業界に長年携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の独立諮問委員会の委員長として、取締役・執行役員の選任・報酬案件に適宜関与・助言を行っていることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	当社株式 保有数
8	す わ よ り ひ さ 諏 訪 頼 久 (1947年12月11日生) 再任 社外	1970年 4 月 日本無線(株) 入社 2002年 4 月 同社 海上機器事業部長 2004年 6 月 同社 取締役 海上機器・特機事業（技術）担当 2005年 6 月 同社 代表取締役社長 2011年 6 月 同社 代表取締役会長 日清紡ホールディングス(株) 取締役副社長 2012年 6 月 日本無線(株) 相談役 2015年 6 月 当社 監査役 2019年 6 月 当社 取締役（現任）	6,400株
【社外取締役候補者とした理由】 諏訪頼久氏は、電子機器業界に長年携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の独立諮問委員会の委員として、取締役・執行役員の選任・報酬案件に適宜関与・助言を行っていることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			
9	つち や えい けつ 土 屋 英 傑 (1980年5月15日生) 再任 社外	2003年10月 野村證券(株) 入社 2006年 9 月 シティグループ・プリンシパル・インベスト メンツ・ジャパン 入社 2011年 5 月 シティグループ証券(株) 入社 2014年 1 月 ドイツ証券(株) 入社 2018年 7 月 ジャパン・インダストリアル・ソリューショ ンズ(株) 入社 ディレクター（現任） 2020年 8 月 当社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) ジャパン・インダストリアル・ソリューショ ンズ(株) ディレクター	0 株
【社外取締役候補者とした理由】 土屋英傑氏は、複数の国際的な金融機関のプリンシパル投資部門において投資先の社外取締役や株主として企業経営に関わる等、金融や経営に関する豊富な知識と経験を有しており、また当社のA種種類株主としての立場から適宜事業計画のモニタリング・助言を行っていることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

- (注) 1. 竹内敏晃氏、加藤啓美氏、上木健一氏、及川英之氏、菅原賢一氏、竹内謙氏、立光武彦氏及び諏訪頼久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土屋英傑氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)ディレクターを兼職しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合は、当社との間で種類株式引受契約を締結しております。
3. 立光武彦氏、諏訪頼久氏及び土屋英傑氏は、社外取締役候補者です。
4. 立光武彦氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって6年になります。なお、同氏は、2008年6月から2015年6月までの間、当社の社外監査役でした。
5. 諏訪頼久氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年になります。なお、同氏は、2015年6月から2019年6月までの間、当社の社外監査役でした。
6. 土屋英傑氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって11ヵ月になります。
7. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、立光武彦氏、諏訪頼久氏及び土屋英傑氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合、当該契約は継続する予定です。
8. 当社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しております。当該保険契約の内容の概要については後記「事業報告」に記載のとおりとなります。各候補者の取締役への選任を決議いただいた場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
9. 当社は、立光武彦氏及び諏訪頼久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で世界各国の経済活動が停滞し、当第1四半期（4－6月）の景気は大幅に悪化しましたが、主要国では積極的な財政出動を実施し、経済活動を徐々に再開させたことで、期末にかけて自動車市場などにおいて、回復基調が継続しました。

当社売上高の約半分を占める車載向けの売上高は、第1四半期に大きく減少したものの、第2四半期（7－9月）以降は自動車メーカーの生産が急回復したことに加えて、ADAS（先進運転支援システム）機器の増加に伴い1台あたりに搭載される水晶デバイスの員数が増えたため、下半期（2020年10月－2021年3月）の売上高はこれまでのピークであった2018年度の売上高水準を上回りました。

また、売上高の約2割を占める移動体通信向けでは、5Gスマホ向けに76.8MHzサーミスタ内蔵水晶振動子や超小型品の販売を増やした結果、売上高は前期比で増加いたしました。

売上高の約1割を占める産業機器向けでは、中国の大手通信機器メーカー向けの販売が米国政府による制裁強化の影響で下期に大きく減少したものの、通期では基地局向けを中心に売上高は前期比で増加いたしました。

一方、売上高の約1割を占める民生向けはPC向けの販売は増加しましたが、一眼レフカメラ向けの販売が大きく減少した結果、売上高は前期比で減少いたしました。

全体としては、第1四半期の落ち込みが大きかった車載向けの売上高が減少した影響が大きく、当期の売上高は391億9千5百万円（前期比0.7%減）となりました。

利益につきましては、8億円の構造改革費用を計上し、棚卸資産の減少による利益押し下げ要因があった一方、移動体通信向けの採算性が改善したこと、固定費を圧縮したこと、当社100%子会社であったNDK SAW devices株式会社の株式の51%を譲渡したことによる株式売却益と本譲渡に伴う残存持分の評価益として合わせて44億円を計上したこと、減損損失が36億円減少し、構造改革費用も17億円減少したことにより、当連結会計年度の営業利益は28億4千4百万円（前期は営業損失82億8千6百万円）、税引前当期利益は25億9千2百万円（前期は税引前当期損失86億4千4百万円）、当期利益は19億7千6百万円（前期は当期損失87億9百万円）となりました。なお、下半期は、子会社株式の譲渡に伴って発生した収益44億円、構造改革費用4億円及び減損損失3億円を除いた営業利益は6億円の黒字となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は32億2千8百万円であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備並びに中国子会社の工場移転に伴う新工場への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、設備投資のための資金調達を目的として第三者割当によるA種種類株式発行により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第7号投資事業有限責任組合から、50億円の出資を受けました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 77 期 (2017年度)	第 78 期 (2018年度)	第 79 期 (2019年度)	第 80 期 (2020年度)
売上高 (百万円)	43,952	42,498	39,468	39,195
当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△10,202	△251	△8,709	1,976
基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) (円)	△519.87	△12.80	△443.79	100.70
資産合計 (百万円)	60,816	60,784	54,547	63,054
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	15,108	14,725	5,349	13,552
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	769.84	750.37	272.59	690.58

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.	50,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ MALAYSIA SDN.BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日電波電子工業有限公司	9,000千U S \$	100.0	当社製品の製造及び販売
新潟エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
NDK AMERICA, INC.	100千U S \$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千S T G £	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	3,000千H K \$	100.0	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千U S \$	100.0	当社製品の販売
NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.	404千S \$	— (100.0)	当社製品の販売

(注) 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有を含めた割合であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

中期的には自動車に搭載されるADAS（先進運転支援システム）機器の増大、並びに次世代通信規格「5G」基地局のインフラ整備が進むとともに5G対応のスマホが普及することが見込まれます。これにより、水晶デバイス市場では車載、5G対応の基地局やスマホ向けで需要が拡大することが期待されます。5Gでは、高周波・小型化ニーズに対応した高精度・高信頼の水晶デバイスが求められることから、当社ではこうしたビジネスチャンスの果実を刈り取り、確実に利益を確保できる強固な経営体質を構築することを目的とした中期経営計画を2021年3月期より実施しております。

中期経営計画では、①固定費の抜本的な圧縮を柱とした構造改革の実施、②既存製品の売上構成及び事業ポートフォリオの見直し、③自社の強みである前工程への重点リソース投下、④後工程（組立）の生産性向上、⑤財務体質の改善を最重要施策としております。

① 固定費の抜本的な圧縮を柱とした構造改革の実施

不透明な経済情勢・競争環境に鑑み、現状の売上水準下においても確実に利益が確保できる体質を構築すべく、当社は固定費の抜本的な圧縮を柱とした構造改革を実施してまいりました。2020年3月期には当社単体の人員を対象に希望退職者の募集を実施、2020年10月にはSAWフィルタ事業の一部を譲渡いたしました。連結子会社に関しては、中国及びマレーシアの子会社において人員の合理化を含めた構造改革を進めました。国内の子会社に関しましても、生産体制の再構築を中心とした体制の見直しを進めておりますが、新潟NDKに関しては2021年9月30日に事業を終了し、その後、所定の手続きを経て解散いたします。これらの施策により、固定費を2019年度から約23億円削減する見通しであり、中期経営計画で目標としていた固定費180億円までの削減の目途は立ちました。但し、依然として、コロナウイルス感染症や米中対立など、世界経済の先行きは不透明な状況にあり、構造改革の手綱を緩めない方針です。

② 既存製品の売上構成及び事業ポートフォリオの見直し

・フォトリソブランクを用いた小型・高精度振動子の販売を拡大

当社は、フォトリソグラフィ技術を利用して、高品質の原石を用いた小型で高精度なフォトリソブランク内蔵の高付加価値品を増やす一方、採算が厳しくなっております既存品を徐々に減らすことで「売上の質」の改善を図っております。

特に移動体通信向けでは、米国Qualcomm Technologies社の5Gスマホ向けI/C用途としての認定第一号を受けた76.8MHzサーミスタ内蔵水晶振動子（1.6×1.2mmサイズ）の受注が順調に拡大しており、2022年3月期は更なる生産能力の増強を図ります。また、5Gスマホやワイヤレスイヤホン等を含むウェアラブル機器の需要拡大に伴い、フォトリソブランクを用いた小型の1.2×1.0mmサイズ及び1.0×0.8mmサイズ水晶振動子の需要も増える見込みであることから、同製品の生産能力も増強いたします。この結

果、これまで利益創出が困難となっていた移動体通信向けにおいて、安定的な利益計上が可能状況となってまいりました。

・SAWフィルタ事業の譲渡

当社は、SAWフィルタ事業を単独で立て直すのは困難と判断して、当社100%子会社としてNDK SAW devices株式会社を設立した後、2020年10月30日に同社株式の51%を中国の先端テクノロジー投資会社に譲渡いたしました。

③ 前工程への重点リソース投下

水晶デバイスの小型化・高精度化ニーズに対応すべく、高品質の原石を用いたフォトリソブランクへ重点的にリソースを投下し、安定した周波数特性のフォトリソブランクを大量生産しております。当社では、フォトリソブランクのさらなる品質向上並びに生産性アップを図るべく、技術開発や設備の改善などにリソースを投下してまいります。

④ 後工程（組立）の生産性向上

後工程（組立）においては、生産性向上・コスト競争力強化を図るべく、高速・高精度の設備導入を進めております。2022年3月期は移動体通信や車載向けで高速・高精度の新規ラインの導入を計画しております。

⑤ 財務体質の改善

財務基盤を安定させ、事業面の立直しに最優先で取組むことが中期経営計画の方針です。全取引金融機関とは既存借入金に対し、2023年9月末日までの残高維持に合意頂き、2020年8月には第三者割当による種類株式50億円を発行し、資本注入を受けました。また、売上増等により、利益が想定を上回ったことにより、2021年3月末時点での自己資本比率は21.5%となりました。今後はより一層の財務健全化に取り組んでまいります。

中期経営計画における数値目標

中期経営計画で掲げております数値目標は、計画最終年度となる2023年3月期に売上高420億円、営業利益率7%、自己資本比率20%超です（前提となる為替レートは対米ドル107円）。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品 目	主 要 製 品 名
水晶振動子	産業用水晶振動子（移動体通信用、固定通信用、計測器用等） 民生用水晶振動子（コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等）
水 晶 機 器	水晶発振器、水晶フィルタ、信号発生器、周波数シンセサイザ
そ の 他	超音波探触子、人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ

(8) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所（東京都渋谷区） 関西営業所（大阪府大阪市） 中部営業所（愛知県岡崎市）
	生産拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市）
	開発拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市） 千歳テクニカルセンター（北海道千歳市）

② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC. (アメリカ・イリノイ州) NDK EUROPE LTD. (イギリス・ロンドン、フランス・パリ、イタリア・ミラノ) NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD. (シンガポール) NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED (中国・香港、台湾・台北) NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD. (中国・上海、中国・深圳) 蘇州日電波電子工業有限公司 営業部 (中国・蘇州) ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. SALES DEPT. (マレーシア・セランゴール州)
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社 (宮城県大崎市) 函館エヌ・デー・ケー株式会社 (北海道函館市) 新潟エヌ・デー・ケー株式会社 (新潟県新潟市)
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) 蘇州日電波電子工業有限公司 (中国・蘇州)

- (注) 1. 当社の100%子会社である蘇州日本電波工業有限公司は、新たに設立された蘇州日電波電子工業有限公司にその機能に移管しております。蘇州日電波電子工業有限公司は2020年7月1日より業務を開始しております。
2. 2020年10月30日に当社の100%子会社であるNDK SAW devices株式会社の一部株式をJiaxing Jiawang Investment Partnership (Limited Partnership) の子会社であるSito Microelectronics Technology (Shanghai) Co., Ltd.に譲渡いたしました。これに伴い、NDK SAW devices株式会社は当社の連結子会社から除外され持分法適用会社となりました。

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,463名	△531名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
675名	△32名	42.4歳	16.4年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）
企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入額（百万円）
株式会社りそな銀行	15,408
株式会社埼玉りそな銀行	4,710
株式会社三菱UFJ銀行	3,878
株式会社七十七銀行	3,375
三井住友信託銀行株式会社	2,953

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

ア. 発行可能株式総数 50,000,000株

イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 50,000,000株
A種種類株式 5,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 20,757,905株 (自己株式1,133,755株を含む。)

A種種類株式 5,000株

③ 株主数 普通株式 10,798名

A種種類株式 1名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	804	4.09
株 式 会 社 り そ な 銀 行	667	3.40
竹 内 敏 晃	623	3.17
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	610	3.10
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	599	3.05
竹 内 寛	528	2.69
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	360	1.83
丸 三 証 券 株 式 会 社	327	1.66
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	318	1.62
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	315	1.60

(注) 1. 自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数を控除して算出しております。

2. 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者4社が2020年4月13日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	318	1.53
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	284	1.37
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	79	0.38
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	26	0.13
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	336	1.62

3. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱ＵＦＪ銀行及びその共同保有者4社が2020年12月28日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。
なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	318	1.53
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	319	1.54
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	89	0.43
a u カブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	30	0.15
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	145	0.70

（２）新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
竹 内 敏 晃	代表取締役会長	NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役社長 NDK AMERICA, INC. 取締役
加 藤 啓 美	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	
立 光 武 彦	取 締 役	
諏 訪 頼 久	取 締 役	
土 屋 英 傑	取 締 役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)ディレクター
坂 入 夏 彦	常 勤 監 査 役	
吉 利 誠	監 査 役	
安 樂 恒 樹	監 査 役	安樂恒樹税理士事務所

- (注) 1. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏及び取締役土屋英傑氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役安樂恒樹氏は、税理士としての長年の経験を通して税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏、監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は4氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役土屋英傑氏がディレクターを兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して株式引受契約を締結しております。
7. 取締役土屋英傑氏は、2020年7月31日開催の第79回定時株主総会で取締役に選任され、2020年8月5日付で、取締役に就任いたしました。

8. 取締役を兼職しない執行役員の2021年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執 行 役 員	品質保証本部長
藤 原 信 光	執 行 役 員	蘇州日電波電子工業有限公司 董事長
青 山 通 郎	執 行 役 員	管理本部長
上 木 健 一	執 行 役 員	技術本部長 振動子技術統括部長
若 松 俊 一	執 行 役 員	技術本部副本部長 発振器技術統括部長
及 川 英 之	執 行 役 員	営業サービス本部長
野邊地 明 雄	執 行 役 員	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長
菅 原 賢 一	執 行 役 員	生産本部長 第四製造部長 古川エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 函館エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 新潟エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役
増 川 玉 彦	執 行 役 員	生産本部副本部長 生産技術部長
竹 内 謙	執 行 役 員	営業サービス本部副本部長 営業企画部長

9. 2021年3月31日付で、執行役員野邊地明雄氏は執行役員を退任いたしました。

10. 当事業年度終了後、次の執行役員につき、地位、担当及び重要な兼職の状況を変更しております(2021年4月1日付)。

氏 名	変更後の地位、担当及び重要な兼職の状況	
菅 原 賢 一	執 行 役 員	生産本部長 古川エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 函館エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 新潟エヌ・デー・ケー株式会社 取締役 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

- ③ 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに子会社の取締役、執行役、監査役です。当社の取締役、監査役はその保険料の一部を負担し、その残余を当社が負担しております。

- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

- イ. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

- ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を次のとおり決議しております。なお、この基本方針は独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の諮問を経ております。また、この基本方針は、社外役員の意見を踏まえ2019年4月18日に定められた内規を基本的に踏襲するものでありますが、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等も、かかる内規に基づき支給されているため、その内容はこの基本方針に沿うものであると取締役会では判断しております。

(取締役報酬決定に関する基本方針)

a. 基本方針

取締役の報酬等は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、代表取締役、執行役員を兼任する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成され、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみから構成される。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、属性、役位、職責等に応じ、他社水準、従業員給与の水準、経営環境等を総合的に勘案して決定されるものとする。

その額は、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

その額は各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会で決議した係数等に基づく算定式に基づく算定結果と個人別貢献度等を勘案し、独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

d. 非金銭報酬の決定に関する方針

当面、当社の経営環境等を考慮して非金銭報酬は支給しない。

e. 基本報酬、業績連動報酬の割合

中期経営方針の最終年度（2023年3月期）の連結営業利益の目標値を100%達成した場合における、基本報酬、業績連動報酬の比率の目安は次による。

	基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬
代表取締役、執行役員を兼任する取締役	65%	35%
社 外 取 締 役	100%	0%

ハ. 監査役の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会決議による授權の範囲内で定められ、その職責に鑑み、月例の固定報酬である基本報酬のみから構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63 (16)	63 (16)	— (—)	—	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	22 (9)	22 (9)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 2011年4月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度は2011年6月24日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって廃止する旨決議しております。
2. 2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を決議しております。
3. 当事業年度において、取締役に業績連動報酬等は支給しておりません。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
立光 武彦	取締役	当事業年度において、取締役会は18回開催され、全て出席しています。 取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、営業戦略、品質保証に関する問題提起や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員長を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は5回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
諏訪 頼久	取締役	当事業年度において、取締役会は18回開催され、全て出席しております。 取締役会において、主に経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、業績、設計、品質保証、原価低減に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。 なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は5回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
土屋 英傑	取締役	当事業年度において、2020年8月5日の取締役就任後、取締役会は11回開催され、全て出席しております。 取締役会においては、金融や経営に関する豊富な知識と経験に基づいて、事業計画、業績、市場動向、営業戦略、マーケティングに関する問題提起や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。
吉利 誠	監査役	当事業年度において、取締役会は18回、監査役会は15回開催され、全て出席しています。 取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、品質保証、リスク管理に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。
安樂 恒樹	監査役	監査役就任後、当事業年度において、取締役会は12回、監査役会は10回開催され、全て出席しています。 取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、税務に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務遂行状況を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。
2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、7,820万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つと位置づけ、安定した配当の維持を基本に、業績や財務状況等を勘案して配当を行っております。内部留保の充実と株主各位への配当をバランス良く好循環させ、将来的な収益力の更なる向上に向けて、高付加価値・高品質な商品生産のための研究開発、設備投資を行い、企業体質の強化に有効活用してまいります。

（６）業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議しております。また、2008年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制に関する定めを「1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に追加しております。そして、2015年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

（内部統制基本方針）

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会の設置、並びに取締役及び使用人へのコンプライアンス教育の実施等により、法令・定款等の遵守体制の確立と維持・向上を推進する。内部監査室は、コンプライアンスの状況等について監査し、代表取締役社長にその結果を報告する。内部通報制度を構築し、法令違反その他コンプライアンス上疑義のある行為等についての社内情報を吸いあげ、その情報の分析・活用を図る。
 - (2) 反社会的勢力及び団体による不当な要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、関係機関と緊密な連絡を取り、反社会的勢力等との取引関係の排除、その他一切の関係を持たないよう努める。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書の管理責任者、保存すべき範囲、保存期間、保存場所等を定める。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社の対応は、リスク管理委員会が行う。
 - (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程・マニュアルを整備し、それに基づき管理するとともに、研修を実施して管理能力を高める。
 - (3) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。リスクが顕在化した場合は、マニュアル等に基づき、組織的に迅速かつ適正な対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図る。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営の意思決定と実行の迅速化のため、執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会（原則月2回開催）において、取締役会で決議された中期経営方針に基づき事業計画の立案と策定を行い、取締役会で決議された事業計画に基づく事業の進捗管理、並びに将来の事業計画について討議をし、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議をする。取締役会での決議事項については、執行役員会で審議まで行い、取締役会に上程する。
 - (2) 取締役会（原則月1回開催）において、執行役員会にて審議された事項の他、法令で定められた事項、及び経営の基本方針をはじめとする重要事項について意思決定を行い、執行役員の担当業務を決定し、そして執行役員の業務執行の状況を監督する。
 - (3) 取締役会及び執行役員会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の各種規程において、各担当業務の責任や役割、職務を定め、また各本部・部門にて部門方針・目標を策定し、責任の明確化と業務の効率化を図る。

- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程に従い、当社グループ会社が決定する重要事項の情報の共有化を図るとともに、グループ全体の適正な経営管理体制を構築する。
 - (2) 子会社管理の担当執行役員・担当部署は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の管理をし、また各子会社へ業務執行に関する定期的な報告を求める。また執行役員会において、定期的に各子会社の取締役から、業務及び取締役等の職務の執行状況の報告を受ける。
 - (3) リスク管理委員会にて当社グループ全体の横断的なリスク管理を行い、子会社のリスク管理状況も含めたモニタリングを行う。
 - (4) コンプライアンス委員会にて当社グループ会社のコンプライアンス体制を検討・整備し、当社グループ会社へコンプライアンス事項の周知・徹底を図る。また内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図る。更に、各グループ会社にコンプライアンス推進責任者を置く。
 - (5) 監査役及び内部監査室は、当社及びグループ各社の状況の監査を実施する。
- 6 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- 監査役がその職務の補助をすべき使用人を必要とした場合は監査役付（使用人）を置くこととし、当該使用人の独立性を確保し、当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とするほか、人事考課は常勤監査役が行うものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人による不正な行為等を発見したとき等には、各社の取締役及び使用人が監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - (2) 内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図ると共に、内部通報窓口担当者は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要な会議に出席する。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施する。
 - (2) また、監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施する。
 - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社の企業倫理規程に基づきNDKグループ行動指針を制定しており、反社会的勢力を排除し、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に従った事業活動を行っております。同指針は、RBA（Responsible Business Alliance）が定めたRBA行動指針（RBA Code of Conduct）及び各都道府県における暴力団排除条例に準拠した内容となっております。
当事業年度においては、NDKグループ行動指針の確認テストを活用し、従業員への周知を徹底いたしました。
- (2) 重要事項の決定に関しましては、社内規程で定められた権限に従い、取締役会又は執行役員会で審議及び決議されるほか、稟議により決裁されております。これらの記録は、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として社内規程に従って保管されております。
- (3) 当社の取締役会は、審議時間を十分に確保して運営されております。当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的に協議を開いて活発に意見を交換し、取締役会の席上では積極的に意見を表明しており、独立した立場で経営の実効性を高めるための助言を適宜行っております。また、取締役会の下に、独立社外取締役を委員長とし社外役員、社内役員で構成され、取締役・執行役員の選解任・報酬について答申する独立諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。
当事業年度において独立諮問委員会は5回開催されました。

（7）株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,515	流 動 負 債	13,035
現金及び現金同等物	16,707	借 入 金	2,101
営 業 債 権	10,924	リ ー ス 負 債	466
棚 卸 資 産	10,134	営業債務その他の未払勘定	7,334
未収法人所得税等	788	デ リ バ テ ィ ブ 負 債	331
そ の 他	2,961	引 当 金	321
非 流 動 資 産	21,538	未 払 法 人 所 得 税 等	609
有形固定資産	16,440	そ の 他	1,870
無 形 資 産	176	非 流 動 負 債	36,466
持分法で会計処理されている投資	2,844	借 入 金	31,630
そ の 他 の 金 融 資 産	1,024	リ ー ス 負 債	1,525
繰 延 税 金 資 産	498	繰 延 税 金 負 債	492
そ の 他	553	従 業 員 給 付	2,411
		引 当 金	157
		政 府 補 助 金 繰 延 収 益	9
		そ の 他	239
		負 債 合 計	49,501
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	13,552
		資 本 金	5,596
		資 本 剰 余 金	5,515
		その他の資本の構成要素	△773
		利 益 剰 余 金	3,213
		資 本 合 計	13,552
資 産 合 計	63,054	負 債 及 び 資 本 合 計	63,054

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	39,195
売上原価	32,616
売上総利益	6,579
販売費及び一般管理費	5,495
研究開発費	1,613
その他の営業収益	4,772
その他の営業費用	1,398
営業利益	2,844
金融収益	346
金融費用	552
持分法による投資損益	△46
税引前当期利益	2,592
法人所得税費用	615
当期利益	1,976
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	459
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	96
振替のない項目に係る法人所得税	△116
小計	439
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	914
キャッシュ・フロー・ヘッジ	7
振替の可能性のある項目に係る法人所得税	△66
小計	854
税引後その他の包括利益	1,294
当期包括利益合計	3,270
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,976
当期包括利益合計額の帰属	
親会社の所有者に帰属する包括利益	3,270

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金		
		株式払込剰余金	自己株式	資本剰余金合計
2020年4月1日時点の残高	10,649	5,859	△2,790	3,068
当期包括利益				
当期利益				—
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				—
在外営業活動体の換算差額				—
キャッシュ・フロー・ヘッジ				—
当期包括利益合計	—	—	—	—
所有者との取引額等				
株式の発行	2,500	2,500		2,500
株式発行費用		△67		△67
資本金から資本剰余金への振替	△7,553	7,553		7,553
資本剰余金から利益剰余金への振替		△7,538		△7,538
自己株式の変動額			△0	△0
所有者との取引額等合計	△5,053	2,446	△0	2,446
2021年3月31日時点の残高	5,596	8,305	△2,790	5,515

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の 構成要素合計			
2020年4月1日時点の残高	△128	△1,563	△25	△1,716	△6,652	5,349	5,349
当期包括利益							
当期利益				—	1,976	1,976	1,976
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定				—	350	350	350
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	88			88		88	88
在外営業活動体の換算差額		847		847		847	847
キャッシュ・フロー・ヘッジ			7	7		7	7
当期包括利益合計	88	847	7	943	2,327	3,270	3,270
所有者との取引額等							
株式の発行				—		5,000	5,000
株式発行費用				—		△67	△67
資本金から資本剰余金への振替				—		—	—
資本剰余金から利益剰余金への振替				—	7,538	—	—
自己株式の変動額				—		△0	△0
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	7,538	4,932	4,932
2021年3月31日時点の残高	△39	△715	△18	△773	3,213	13,552	13,552

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,370	流 動 負 債	11,424
現金及び預金	3,964	買掛金	5,681
受取手形	22	短期借入金	2,460
電子記録債権	444	1年内返済予定の長期借入金	913
売掛金	10,765	未払金	247
商品及び製品	1,752	未払費用	1,494
仕掛品	1,083	未払法人税等	61
原材料及び貯蔵品	1,086	和解費用引当金	173
関係会社短期貸付金	2,210	その他の	392
未収入金	555	固 定 負 債	32,186
未収法人税等	781	長期借入金	29,942
未収消費税等	1,526	繰延税金負債	15
その他の	1,175	退職給付引当金	1,907
固 定 資 産	28,745	和解費用引当金	45
有形固定資産	8,557	資産除却債務	34
建物	2,443	その他の	240
機械及び装置	4,389	負 債 合 計	43,610
土地	1,147	純 資 産 の 部	
その他の	576	株 主 資 本	10,497
無形固定資産	121	資 本 金	5,596
ソフトウェア	95	資 本 剰 余 金	7,665
その他の	25	その他の資本剰余金	7,665
投資その他の資産	20,067	利 益 剰 余 金	25
投資有価証券	582	その他の利益剰余金	25
関係会社株式	9,209	繰越利益剰余金	25
関係会社出資金	6,645	自 己 株 式	△2,790
関係会社長期貸付金	3,199	評価・換算差額等	8
敷金	90	その他有価証券評価差額金	26
その他の	339	繰延ヘッジ損益	△18
資 産 合 計	54,116	純 資 産 合 計	10,505
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,116

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 上	高 価	益									33,407
売 上	原 総	利 費									31,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		損 失									2,385
営 業 外 収 入		益 当 金									4,569
受 取 利 息 及 び 配 当		料 貸									2,183
設 備 替 換 の 費 用		差 益 他									
営 業 外 収 入		利 息 費 却 費 税 他 損 失									
支 払 資 産 減 価 償 却 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
貸 与 固 定 資 産 減 価 償 却 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
貸 与 固 定 資 産 減 価 償 却 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
そ の 他 の 損 失		息 費 却 費 税 他 損 失									
特 別 利 益		息 費 却 費 税 他 損 失									
固 定 資 産 売 却 益		息 費 却 費 税 他 損 失									
子 会 社 株 式 売 却 益		息 費 却 費 税 他 損 失									
補 助 金 収 入		息 費 却 費 税 他 損 失									
特 別 損 失		息 費 却 費 税 他 損 失									
固 定 資 産 処 分 損 失		息 費 却 費 税 他 損 失									
減 価 償 却 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
和 造 改 革 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
構 造 改 革 費		息 費 却 費 税 他 損 失									
子 会 社 株 式 評 価 損 失		息 費 却 費 税 他 損 失									
税 引 前 当 期 純 利 益		息 費 却 費 税 他 損 失									
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		息 費 却 費 税 他 損 失									
当 期 純 利 益		息 費 却 費 税 他 損 失									

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,649	2,504	2,829	5,334	△7,538	△7,538
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行	2,500	2,500		2,500		
資本金から資本剰余金への振替	△7,553		7,553	7,553		
資本準備金から資本剰余金への振替		△5,004	5,004	—		
分割型の会社分割による減少			△183	△183		
欠 損 填 補			△7,538	△7,538	7,538	7,538
当 期 純 利 益					25	25
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	△5,053	△2,504	4,836	2,331	7,564	7,564
当 期 末 残 高	5,596	—	7,665	7,665	25	25

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,790	5,655	△58	△25	△84	5,570
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行		5,000				5,000
資本金から資本剰余金への振替		—				—
資本準備金から資本剰余金への振替		—				—
分割型の会社分割による減少		△183				△183
欠 損 填 補		—				—
当 期 純 利 益		25				25
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			85	7	92	92
事業年度中の変動額合計	△0	4,842	85	7	92	4,935
当 期 末 残 高	△2,790	10,497	26	△18	8	10,505

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 美 晃 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 戸 志 生 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 美 晃 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 戸 志 生 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 入 夏 彦 ㊞

監 査 役 吉 利 誠 ㊞

監 査 役 安 樂 恒 樹 ㊞

(注) 監査役吉利誠及び監査役安樂恒樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階

TEL：03-5453-6711

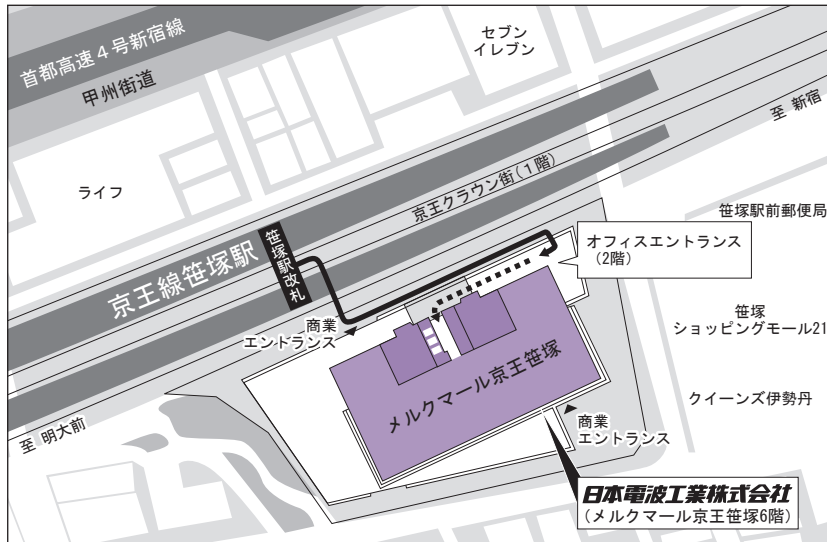
交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

(特急は笹塚駅に停車しないためご注意ください。)

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがご覧いただけます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがご覧いただけますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しくください。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。